なお、個別施設計画については、平成32年度までに策定することとされているが、分野により進捗状況が異なり、策定が遅れている分野もあることから、それぞれの分野を所管する関係省庁が連携して早期の策定を促していくことが必要である（資料16）。

公共施設等総合管理計画は一度策定すればそれで終わりというわけではない。各地方自治体は、固定資産台帳等から得られる情報を活用するとともに、個別施設計画の策定を通じて把握される各施設の現状や対策費用等を反映させるなど、総合管理計画を不断に見直し、充実させていくことが重要である（資料17）。また、設定した公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標に照らし、一定期間ごとに取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくべきである。各地方自治体において真に総合的な適正管理を推進するためには、部局横断的に取組を検討する場を設けるなど全庁的な体制を構築することが不可欠である。

更に、将来にわたり大きな財政負担を伴う公共施設等の適正管理の取組については、平成32年度までに策定する個別施設計画等を踏まえた中長期的な維持管理・更新費の見通しの精緻化を進め、適正管理に取り組むことによる効果額を示しながら進めることが必要である。また、国は、地方自治体に対し、先進事例を示すなど、総合管理計画の改訂等について後押ししていくことが重要である。

6．地域経済の再生

⑴　まち・ひと・しごと創生の推進

我が国が直面する少子高齢化・人口減少という未曾有の危機を克服するための重要施策として、地方創生の取組が全国で進められている。

各地方自治体においては、地方版総合戦略[34]に基づき、それぞれ自主性・主体性を発揮しつつ、創意工夫を凝らしながら、様々な施策を展開している。住民や議会と地域の将来を共有し、課題や対策について議論を深め、目指すべき地域の実現に取り組む姿は、地方自治そのものであり、その歩みを止めてはならない。

各地方自治体が、地域の実情を踏まえ、自主性・主体性を最大限発揮しつつ地方創生に取り組めるようにするため、平成27年度の地方財政計画から、まち・ひと・しごと創生事業費が計上されている。３年が経ち、全国各地で地方版総合戦略に基づく取組が広がる中、域外からの移住者が増加し、地域の活性化につながっている事例など着実にその成果が現れつつある。

少子高齢化・人口減少といった構造的な課題を解決していくためには長期間を要する。地方自治体が住民と一体となって進めている地方創生の取組が途切れることのないよう、平成31年度以降も財源を確保し、息長く支援すべきである。

⑵　地域経済の好循環・地域の自立促進

地域の活性化は、税源の涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上につながる。地方自治体は、まち・ひと・しごと創生の取組はもとより、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開している。地域の活性化を図るため、地域経済の好循環を拡大する積極的な取組[35]により、こうした創意工夫を力強く推進すべきである。

また、地域経済の好循環の拡大に向け、地域の担い手となる人材の確保や、地域の課題解決のための組織の形成・運営を支援する取組を行う[36]とともに、地域の連携を支援し、自立的な地域経営[37]を確立することが必要である。

現在、東京一極集中の是正に向けた様々な取組が進められているが、今後、2040年頃にかけて人口減少や高齢化が進む中でも、東京圏に対する地方からの人材流入が続き、地方の活力が失われていく懸念がある。このため、それぞれの地域が、中長期的な視点に立って、地域経済の好循環の拡大に取り組むことで地域経済を活性化し、それにより我が国全体の活力を生み出し、全ての人々が暮らしやすく、働きやすい、豊かさを実感できる社会の実現につなげていくことが期待される[38]。

おわりに　～一般財源総額の確保を～

施行から70年となる地方財政法は、地方財政の基本原則を定めると同時に、国に対して「地方自治体の自主的かつ健全な運営を助長すること」に努めるよう規定している。その趣旨に最もかなう措置として国に求められるのは、地方が必要とする一般財源総額を確保することである。

既に詳しく述べてきたように、各地方自治体は社会保障や教育、社会資本整備を含めた行政サービスの多くを担っている。そのために支出される費用の大半は、国が定めた基準に基づいている。各地方自治体はそのような制約の中でも、可能な限り地域の実情に沿った行政サービスを提供しようと日々努めている。こうした状況からも、各地方自治体が予見可能性を持ちながら、計画的かつ安定的な財政運営が行えるように、一般財源総額の確保を柱とした地方財政の体制を構築することが、国の責務であることを指摘しておかなければならない。

しかし、地方財政は巨額の財源不足が続いており、それを臨時財政対策債等で賄っているのが実情である。各地方自治体は行財政改革に取り組む一方で、地域経済の再生にも力を入れている。少子高齢化・人口減少の克服に向けた、地方版総合戦略に基づく地方創生の取組が展開され、各地域では着実に成果が現れつつある。国には、このような地方の取組を息長く支援することも求められている。

多くの行政分野で国が基準を定めている中、地方が担い手として行政サービスを効率的・効果的に提供するためには、財源の確保を含めて国と地方の緊密な連携が不可欠となる。その根底となるのが、国と地方の信頼関係である。相互の信頼関係を揺るがすようなことをするべきではないのは、言うまでもないことである。

喫緊の課題となっている国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化の実現に向けても、財源不足を押しつけ合うといったことは厳に慎まなければならない。双方が基調を合わせて、歳入の確保と歳出改革に取り組むことが必要である。

地方財政法の目的は、「地方自治の発達に資する」ために、地方財政の健全性を確保することにある。「地方自治の財政的な保障」と言うことができる。70年の節目に、今一度こうした原点に立ち返りつつ、今後とも、自治権の拡充・強化や、地方財政の自主性と健全性の確保に向けた取組が進むことを期待したい。

[1] 「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（平成29年４月10日国立社会保障・人口問題研究所）

[2] 平成16年度から平成18年度において、約4.7兆円の国庫補助負担金改革、約３兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税改革（地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制）が実施された。

[3] 地方の財源不足のうち建設地方債の増発等により補てんしてもなお生じる財源不足で、国と地方が折半して補てんする措置を講じているもの

[4] 「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日財政制度等審議会）34ページ

[5] 「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日財政制度等審議会）34ページ

[6] 臨時財政対策債の残高は約54兆円、交付税特別会計借入金の残高は約32兆円となっている（平成30年度末見込み）。

[7] 「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日財政制度等審議会）33ページ

[8] 地方財政法第４条の２「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」

[9] その他、各地方自治体は、国の施策や合併といった制度的な要因により基金を積み立てている（資料８）。